

学校感染症罹患報告書

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校における感染拡大を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。医師の指示に従って自宅でしっかり療養し、出席停止期間（下記参照）は必ず遵守してくださいませようお願いします。

登校再開時には、下記に保護者をご記入のうえ、担任まで提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※1
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、	治癒するまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）※2	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※1 新型コロナウイルス感染症…出席停止期間における「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨する

※2 その他の感染症…学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要がある時に限り、医師の意見を聞き校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの

○診断名 _____

○発症日 令和 ____年 ____月 ____日（ ____ ） 時頃 _____

症状 熱 ____℃、 _____

○受診日 令和 ____年 ____月 ____日（ ____ ） _____

○医療機関名 _____

○登校再開日 令和 ____年 ____月 ____日（ ____ ） _____

上記のとおり、学校感染症に罹患していましたので報告します。

____年 ____ホーム ____番 生徒氏名 _____

____保護者氏名（自筆） _____